

環境副大臣 井上 信治 様

**飯舘村の復興に向けた徹底した除染及
び汚染廃棄物等の処理に関する要望書**

平成 27 年 11 月 13 日

福島県相馬郡飯舘村長 菅野 典雄

飯舘村の復興に向けた徹底した除染及び 汚染廃棄物等の処理に関する要望書

あの忌わしい原発事故から早くも4年8か月が経過した。国による直轄除染の遅れに伴い、本村の復興・再生は大幅に遅れているのが現状である。村としては一日も早く帰村できる環境、つまり除染・インフラなどの整備が喫緊の課題となっている。

特に除染については復興の一丁目一番地であり、帰村を望む村民の安全・安心と村の復興を加速化させるため、下記事項について強く要望する。

記

1.住環境周辺の高線量箇所における再除染について

住宅周辺の除染についてはほぼ完了しているが、高線量箇所といわれるホットスポットについては、村民の不安を取り除くためにもできるだけ線量を下げることの追加除染を実施すること。

2.里山エリアの除染について

住環境と隣接している「里山」については、従来から生活圏の一部となっており、この周辺の除染なくして村民の生活はありえない。

国においては、林縁部から20mを超える部分については除染の計画は立てられておらず、帰村を望む村民の不安解消のためにも除染をすること。

若し、里山除染が不可能な場合は、里山再生事業(除伐・間伐等)を国の交付金事業などで、実施できるよう関係省庁と連携し具体策を講じること。

なお、当該事業の実施にあたっては、長期(10年～20年程度)にわたることも予想されるため、村が弾力的に実施できるよう配慮するとともに、その財源措置についても、地方交付税等で補填されるよう検討すること。

3.住宅リフォーム等による廃材の処理について

避難指示解除時期を見据え、住宅の新築やリフォームを計画している村民が多くなっている。ところが、放射線量が低いにもかかわらず、本村の廃材等については、引き受ける産廃業者が極めて少ない。

については、国(環境省)の責任でリフォーム等による廃材の処理ができるよう早急に対策を立てること。

4.河川の土砂堆積物・灌木等の処理について

原発事故による全村避難から5年目を迎え、河川の除染計画がないため、管理ができず灌木や土砂の堆積による荒廃が甚だしい。現状でも豪雨の際には河川の氾濫による農地等への土砂流入が発生しており、農地除染後の営農再開に支障をきたしている。

については、国(環境省)の責任で、河川の灌木や土砂の堆積物の除去並びに一時保管について、具体的な対策を立てること。

5.学校施設周辺の徹底した除染について

現在「学校等再開検討委員会」で具体的な再開時期について協議しているが、親の不安は子供たちへの放射線量による身体への影響である。

については、これらの不安を取り除くためにも学校施設の除染については、通常の除染マニュアルではなく、空間線量目標値として、1ミリシーベルト以下を目指すこと。